

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は愛読者のかたからいただいた疑問、質問にお答えしました。

皆様、どうでしたでしょうかねえ。失礼な話ながら、推察するに9割5分位の方々は「なんじゃこりゃ。」で、共感出来たのは、最後の一文<マトリョーシカをメビウスの輪で繋いだ>部分だけだったのでは。いやはや、書いている本人ですら、何回も読み直し<お友達>に添削していただきながらでしたから、悲観することはありません。

「廃棄物処理法って、こんなにヘンテコな条文なんだ」を実感いただければいいのでは。

さて、そんな状態で恐縮ではありますが、前々月号の宿題は前号の解説にも関連する会社の役員の違反に関わる「処理施設設置許可の欠格要件」からでしたね。

施設設置許可の欠格要件(その連鎖関係)は処理業とも、また微妙に違うんですよね。

それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、A社の役員Bが不法投棄により罰金刑を受けたことにより、欠格要件該当になり、A社の産業廃棄物処理施設の設置許可が取り消された施設について、誤っているものはどれか。

- (1) A社の役員Bが退任し、A社が改めて設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (2) A社の役員Bが退任せず、A社が改めて設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (3) 別会社C社がこの施設を買い取り、C社が設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (4) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任していないA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (5) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任したA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、許可の基準に適合していれば許可される。

【解説】

法第15条の3第1項第1号では産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件による許可取消が規定されており、設置許可の取り消された施設は産業廃棄物処理施設ではなくなる。この施設を改めて設置許可申請をする場合は、法第15条の2に規定する許可の基準により許可又は不許可処分となる。産業廃棄物処理施設の設置許可取消は、産業廃棄物処理業者の許可取消と異なり「許可取消の日から5年間経過しない者」には該当しない。このため、会社が欠格役員を退任させ、改めて許可申請し、許可の基準(4)に適合していれば許可されることになる。

また、欠格者が施設の所有権を有していても、使用権原を有する者が許可申請し、許可の基準に適合していれば許可される。

～廃棄物処理問題～

ただし、いずれの場合も、欠格要件に至った理由によっては、許可の基準のうち、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当な理由がある者」に該当し、不許可処分になることはある。

(1) については新たな申請時点で施設許可申請者（法人A社）に欠格役員は居ないので許可の基準に適合していれば許可される。

(2) 新たな申請時点でも施設許可申請者（法人A社）に欠格役員が居るので不許可となる。

(3) 新たな申請時点で施設許可申請者（法人C社）に欠格役員がおらず、許可の基準に適合していれば許可される。

(4) (3) と同じ理由により許可される。よって、(4) が誤り。

(5) (3) と同じ理由により許可される。

正解 (4)

最後の問題も結構質問の多い事案から。

最後のQ、法第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人の役員が贈収賄で逮捕された。次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 逮捕されれば法第14条第5項第2号イの犯歴にかかわる欠格要件に該当する。
- (2) 逮捕だけでは犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。
- (3) 逮捕され起訴処分されれば犯歴にかかわる欠格要件に該当する。
- (4) 逮捕され不起訴処分であっても犯歴にかかわる欠格要件に該当する。
- (5) 逮捕、起訴処分され、刑が確定した場合は、その量刑を問わず犯歴にかかわる欠格要件に該当する。

【解説】

許可業者の許可の基準である犯歴に関する欠格条項は、法人については、法第14条第5項第2号イ（法人自身）、ハ（未成年者の法定代理人）及びニ（役員又は政令で定める使用人）で第7条第5項第4号ロ及びハに規定されている。

同号ロは「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年経過しない者」、同号ハは「廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法などの環境法令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法の傷害、暴行や脅迫などの罪により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年経過しない者」である。

ここで、「罰金刑以上の刑」とは死刑、拘禁刑及び罰金の刑をいい、「刑の執行を終わり」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいい、「刑の執行を受けることがなくなった」とは刑に執行の免除を受けた場合のことであり、刑に時効が完成した場合及び恩赦の一種として刑の執行の免除を受けた場合のことであり（なお、執行猶予の言い渡しを受けた者は、同号ロ及びハに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言い渡しの効力そのものが失われることから同号ロ及びハには該当しなくなるが、法第7条第5項第4号トに該当し得るものである）

一方、被疑者が逮捕されても、検察官が不起訴処分とする場合もあり、公訴提起しても、判決までは量刑もわからない。さらに無罪の可能性もあり、また、控訴、上告の選択もあり、刑が確定するまでは犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。

このため、逮捕され、その役員がその後、刑確定前まで在任し続けた場合、あるいは辞任した場合でも、犯歴にかかわる欠格要件には該当しない。

～廃棄物処理問題～

ただし、逮捕に至った犯罪行為にもよるが、法第7条第5項第4号トの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」の適用により、許可取消処分となる可能性はある。

なお、このケースでこの役員が起訴され、贈賄罪で拘禁刑が確定した場合、第7条第5項第4号ロに該当し、第14条第5項第2号イの適用となるので、第14条の3の2第1項第4号（廃棄物処理法上の悪質性が重大でない場合の取消条項）に該当し、産業廃棄物収集運搬業の許可は取消されることとなる。しかし、この取り消された業者の他の役員は、欠格該当にはならない（法第14条第5項第2号ニに規定される第7条第5項第4号ニによる）。

正解（2）

最後の問題なので、今まで解説した事項も含めて説明してみました。たぶん、途中で読むのを諦めた人も居ると思います。私は「それでいい」と思います。ほとんどの協会会員さんは一生、欠格要件なんて関係しないんです。

でも、万が一、自社が事件事故に巻き込まれたときは・・・と言うことで「リスク管理」は必要なことだと思います。なので、詳細は覚えていなくてよいのですが、「万一、うちの会社の役員が、こんな事件を起こしたら・・・」ということは頭の片隅に入れておくことです。

現実的な話として「逮捕」なんてことは、滅多にありませんし、警察が「誤認逮捕」などということは、当然、それ以上ありません。したがって、万一にも会社の役員が「逮捕」されたら、直ちに解任手続きを進めることをお薦めしておきます。

欠格要件の一つである「拘禁刑以上の刑」や「罰金以上の刑」は、裁判が確定しなければ該当ありません。だから、「直ちに解任手続き」なんです。それでも悪質な違反行為なら取消処分に繋がることもあるかと思いますが、まずは「膿を出す」、そして速やかに健全経営に舵を切ることが求められるでしょう。

滅多に起きる事では無いですから、「慣れている」人もいないでしょう。そんな時は恥も外聞も無く、直ぐに協会に相談してみてくださいね。

いかがだったでしょうか？機関誌のバックナンバーで5年半の問題をやっていただければ、廃棄物処理法のいろんな疑問も解決できると思います。それでも物足りないなあと思われる方は「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」をお薦めします。皆さんにご購入いただくと私に200円位の印税も入りますし(^o^)まあ、買うほどのことは無いなあと思われた方は協会からお借りしてご覧下さい。

それにしても、ほんと、廃棄物処理法って面白いですよ。では、また、どこかでお会いしましょう。しーゆーあげいん(^)/^^